

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公開番号】特開2015-159943(P2015-159943A)

【公開日】平成27年9月7日(2015.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2015-056

【出願番号】特願2014-36558(P2014-36558)

【国際特許分類】

A 6 1 G 7/05 (2006.01)

A 4 7 C 21/08 (2006.01)

A 6 1 G 1/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 G 7/04

A 4 7 C 21/08 A

A 6 1 G 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月22日(2017.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

一方、図8は、連動アーム7と連動リンク8の連結において、連動アーム7側には長穴を設けずに、連動リンク8側の軸部材10に対して、いずれの方向にも遊びが生じない正円穴11を設けている場合に生じる可能性がある格納状態の不都合の一例を示すものである。この例では、加工精度や組み立て精度の関係で、各連動アーム7と連動リンク8の回動支点の位置が平行四辺形からずれることにより、格納状態において、上部横桟部材1u1側のリンク構造と上部横桟部材1ur側のリンク構造の形状にずれが生じると、支柱部材2の上端に設けた支柱部材4の当接部材5と、夫々の当接部材5が当接する隣接の支柱部材2とが同時に接触せずに、当接部材5と隣接の支柱部材2との間に隙間Sが生じる場合がある。